

登録規則(案)

1. 登録柔道整復師は、柔道整復診療審査・支払機構に下記事項を登録（以下、登録事項という）する旨の登録申出書を提出して登録申出をする。
2. 機構は、登録事項を柔道整復師登録簿に記録してこれを保管する。
3. 登録期間は登録した日より 5 年間とする。但し、登録期間の更新を希望する柔道整復師は期間満了日の 3 ヶ月前までに改めて機構に更新登録申出書を提出する。
4. 機構は、登録柔道整復師に下記理由が生じたときは抹消登録をする。
 - 1) 廃業
 - 2) 脱退
 - 3) 死亡
 - 4) 柔道整復療養費請求・受領登録契約の取消・期間満了による終了
 - 5) 6 ヶ月以上の休業
 - 6) 柔道整復師の資格喪失
 - 7) 療養費の取扱いの取消・中止
5. 登録柔道整復師は、登録事項に変更が生じたときは、その変更の生じた日より 7 日以内に機構に変更届書にそれを証する資料を添付して提出する。機構は、変更届書を受け取ってから 5 日以内に変更部分を特定する方法で登録簿に記録する。
6. 登録柔道整復師は、登録期間中でも機構から登録事項の追加の通知があった場合は、その通知を受けた日から 10 日以内に追加登録事項の届出をするものとする。
7. 機構は、登録柔道整復師に上記虚偽の登録事項が判明したときは、直ちにその補正を通知し、その通知が到達した日から 10 日以内にその補正申出書の提出をしないときは、柔道整復療養費請求・受領登録契約を取消し、登録を抹消することができる。
8. 機構は、登録簿に登録事項を削除せずに、抹消理由、抹消年月日を記録する方法で抹消登録をする。
9. 機構は、抹消登録をした柔道整復師が再登録をした場合は、再登録簿の備考欄に抹消理由・年月日を記載し、再登録によることを明示するものとする。

10. 機構は、登録柔道整復師本人及びその代理人から登録簿の写の請求があった場合は、その請求のあった日から2日以内（但し、業務日に限る）にこれを交付する。但し、請求者は、機構の定める手数料を支払うものとする。登録簿の閲覧及び本人（代理人を含む）以外のものの写の請求は認めない。
11. 機構は、登録柔道整復師制度による療養施術について、了解した保険者及び捜査機関等の公共機関より登録事項の全部又は一部の写の提出を求められたときは、これに応ずるものとする。但し、この場合、事前にあるいは事後にその旨を当該登録柔道整復師に通知するものとする。
12. 本規則は、機構が必要であると判断したときは、これを変更することができる。但しその場合は、その旨を機構のホームページで開示した後の10日以降、その変更を行うものとする。
13. 登録簿の保存期間は、登録日（更新後、現登録の場合はその日）より7年間とする。
14. 登録事項は審査・支払の情報として使用することができる。
15. 機構は、登録柔道整復師に対しその施術所に立ち入るなどの方法で登録事項の内容を調査し、その是正等を求めることができる。
16. 登録事項は以下の事項とする。
 - 1) 登録柔道整復師に関する事項
 - (1) 氏名、生年月日、最終学歴及び職歴、顔写真、療養費支払口座（一人一口座）
 - (2) 実際に施術を行っている施術所（2ヶ所以上の場合は、その勤務日毎の接骨院）の名称・住所・電話・FAX及び自宅の住所・電話・FAX・携帯電話並びに、当該施術所の所在地を明らかにする地図、平面図及び外観写真（看板含む）
 - (3) 柔道整復師免許取得年月日
 - (4) 開業（又は勤務）をした年月日
 - (5) その他の医療関係資格の名称とその取得年月日
 - (6) 登録前に療養費保険に関する講習会等の研修を受けたか否か。これらを受けた場合、その受講及び受講年月日
 - (7) 開業前の臨床経験年数とその研修場所の名称、責任者名、場所
 - (8) 柔道整復院（接骨院等）に勤務している場合は、その経営者及び開設者の氏名・住所・職業及び連絡先の電話・FAX・雇用契約の内容・役職など
 - (9) 新登録のために受講する研修先の名称・住所・代表者名
 - (10) その他、機構が登録を必要とする事項
 - 2) 施術所に関する事項
 - (1) 所属している施術所の名称・住所及び電話・FAX・メールアドレス。尚、2ヶ所以上の施術所がある場合は、各施術所毎についての上記事項を登録する

- (2) 施術所の面積、及び内部図面
 - (3) 診察用ベッドの数、その他主な施術器具・設備
 - (4) 勤務職員（パートも含む）の氏名・担当職務・柔道整復師その他医療関係の資格者の有無
 - (5) 業務時間、及び休診日
 - (6) その他、機構が登録を必要とする事項
- 3) 施術に関する事項
- (1) 受付簿（来院簿）・予診表・施術録及びその他施術記録の用紙の提出
 - (2) 療養費請求・受領委任による施術の他、いわゆる自由診療（施術）を行う場合はその旨及びその割合
 - (3) 自由診療（施術）を行う場合のその告知方法
 - (4) 柔道整復施術以外の施療（鍼灸など）を行う場合は、その施療の内容と場所
 - (5) その他、機構が登録を必要とする事項
- 4) 施術料金に関する事項
- (1) 一部負担金及び施術内容を明らかにした領収明細書の様式の提出
 - (2) 自由診療に関する料金表の提出
 - (3) 自由診療料金に関する領収書の様式の提出
 - (4) 一部負担金以外に受け取った金員に関する領収書の様式の提出
 - (5) 申請書を実際に作成している者の氏名及び担当職
 - (6) その他、機構が登録を必要とする事項
- 5) その他の事項
- (1) 助手等の氏名・資格
 - (2) 医療事故賠償保険の加入の有無
 - (3) 現在の所属業界団体の名称・所在・代表者
 - (4) 過去に療養費請求者を委任していた団体・会社等の名称・所在・代表者
 - (5) 3年以内に療養費請求について保険者又は監督官庁から指導・処分等を受けたことがある場合は、その処分等を受けたものの氏名・年月日・処分内容
 - (6) その他、機構が登録を必要とする事項

以上